

政策効果分析等に活用するための企業データの調達

株式会社日本政策金融公庫中小企業事業（以下「公庫」という。）が行う政策効果分析等に活用するための企業データの調達への参加者を、以下の要領で公募する。

本件は、特定業者のみが履行可能と考えるが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するため公募を実施する。

1 公募に付する事項

（1）件名

政策効果分析等に活用するための企業データの調達

（2）概要等

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

（3）契約締結時期

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

2 参加者の資格

- （1）令和 04・05・06 年度全省庁統一資格、「物品の販売」又は「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できるものであること。

- （2）次の各項に該当しない者であること。

イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者。

（イ）契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（ロ）公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。

（ハ）契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（ニ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（ホ）正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

（ヘ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（ト）この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (4) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者
- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (6) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者であること。
- (7) その他公庫が不適当と認めた者でないこと。

### 3 仕様書交付及び交付期限

#### (1) 交付方法

原則として、調達情報サービス (<https://jfc.efftis.jp/PPI/Public/>) により交付する。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、電子メールにより交付することができる。電子メールによる交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信すること。

(ア) 電子メールの標題に、「公第 6-182 号に係る公募仕様書交付希望」と記載する。

(イ) 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名「政策効果分析等に活用するための企業データの調達」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）、調達情報サービスが利用できない理由

公庫が当該電子メールに返信することにより、仕様書を交付する。仕様書が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、項番 6 の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

なお、窓口（項番 6 の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに項番 6 の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。

#### (2) 交付期限

令和 6 年 12 月 26 日（木）15 時 00 分

### 4 申込方法

参加を希望する者は、令和 6 年 12 月 26 日（木）15 時 00 分までに、参加申込書（別添 1）及び項番 5 に示す提出書類を項番 6 の申込先に提出すること。

### 5 提出書類

#### (1) 参加資格があることを証明する書類

(イ) 法人登記簿謄本（申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの（原本））

(ロ) 財務諸表（直近 2 期分）

(ハ) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）

又は同（その 3 の 2）若しくは同（その 3 の 3）

(ニ) 充足証明書（別添 2）

(ホ) 誓約書（別添 3）

(ヘ) 営業の拠点を東京近郊に有することが示す資料（様式適宜）

(注) (イ)、(ロ) 及び (ハ) は令和 04・05・06 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書

別途交付する「公募仕様書」に基づき作成すること（様式適宜）。

5 問い合わせ・申込先

〒100－0004

東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 4 号

株式会社日本政策金融公庫管財部 契約課

担当：西海 明広

電 話：03－3270－1552

F A X：03－3270－1411

6 提出方法

原則として、調達情報サービスで提出すること。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、持参又は郵送で提出することができる。

持参の場合には、項番 5 における「日本公庫エントランス 1 階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

7 その他

(1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。

(2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類の提出期間後の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 調達情報サービスで公募参加申請書等を提出する場合は、押印が必要な提出書類についての押印は不要である。

(6) 参加資格要件を満たした者が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）」及び関連する政令等（以下、「フリーランス法」という。）における「特定受託事業者」（フリーランス）に該当する場合は、フリーランス法における発注者側の義務を果たす範囲内で仕様又は契約内容を変更する場合がある。

以 上

令和 年 月 日

## 参加申込書

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 中田 充郎 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和 6 年 12 月 11 日付で公告した「政策効果分析等に活用するための企業データの調達」の公募に参加することを希望します。

## ○連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX 番号)

(E-MAIL)

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）」及び関連する政令等における「特定受託事業者」<sup>(注 1)</sup>に係る確認欄（いずれか該当する欄に○をつけること。）

| 該当 | 非該当 |
|----|-----|
|    |     |

(注 1) 特定受託事業者とは、次の①、②のいずれかに該当するものをいう。

①個人であって、従業員を使用<sup>(注 2)</sup>しないもの

②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用<sup>(注 2)</sup>しないもの

(注 2) 従業員を使用とは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 31 日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。

なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

## 充 足 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫

管財部長 中田 充郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

当社は、株式会社日本政策金融公庫中小企業事業（以下「公庫」という。）が行う政策効果分析等に活用するための企業データの調達について、公庫が指定する 7 千 5 百社の決算期が 2023 年 1 月から 2023 年 12 月までの企業データの情報を「政策効果分析等に活用するための企業データの調達 仕様書」に記載されたすべてを満たす条件で納品することを保証します。

## 記

（1）公庫が指定する 7 千 5 百社<sup>※1※2※3</sup>の法人企業情報であること。

※1 公庫が、過年度より保有する 7 千 5 百社の企業データと同一企業のデータであること。

※2 同一企業のデータを用意できない場合は、業種・従業員数が類似する企業のデータ 10 期分（対象決算期：2014 年 1 月から 2023 年 12 月まで）を納品すること。

※3 ※2 によるデータの入れ替えは公庫が過年度より保有する 7 千 5 百社の 2 割以内とすること。

（2）法人企業情報とは、次の情報とする。

商号（漢字・カナ）、代表者氏名（漢字・カナ）、企業所在地、企業郵便番号、創業年、設立年、業種名、業種コード（大分類・細分類）、従業員数、従業員数区分（4 区分）、業種・従業員数区分（業種と従業員数区分の組み合わせ）、決算年、決算月、決算情報<sup>※4</sup>ほか

※4 公募仕様書 別紙 1 のとおり。

（3）1 社あたり 1 期分（対象決算期：2023 年 1 月から 2023 年 12 月まで）の法人企業情報を納品すること。

（4）法人企業情報は、第三者<sup>※5</sup>への提供が可能であること。

※5 学術的な分析を目的に外部有識者（大学教授数名を想定）に提供を行うもの。提供を行うデータの範囲や提供する第三者の範囲の限定、その他利用条件を設けることは妨げないものとし、詳細は公庫と別途協議のこととする。

（5）2025 年 2 月 14 日（金）までに、法人企業情報を納品すること。

（6）データの仕様は、公募仕様書 別紙 2 のとおり。

（7）データの納品は、電子記録媒体にて行うこと。

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 中田 充郎 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

代表者印

## 誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫中小企業事業が行う「政策効果分析等に活用するための企業データの調達」に係る公募（令和6年12月11日）に関し、「2 参加者の資格」にある下記項目のすべてを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

### 記

1 次の各項に該当しない者であること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
- (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
  - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ハ 契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者

3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上